

平成27年度 第9回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成28年2月9日（火）

新宿区 区長室 区政情報課

午後2時00分開会

【会長】ただいまより、平成27年度第9回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料について事務局から説明をしていただきます。

【区政情報課長】事務局でございます。

それでは、皆様、お手元のほうに事前に郵送させていただきました資料60番、新宿区年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）給付事業の実施に係る目的外利用等についてから、資料69まで、社会保障・税番号制度の導入に伴う団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバーの開発等について、合計10件の案件です。資料のほうを送らせていただきました。今回、皆様のお手元でございます次第のほう、資料番号の下に括弧書きで書いてございます番号の数ほど、それぞれ附属資料を添付してございます。後ほどでも構いませんので、不足がございましたらお申しつけいただければすぐにご用意させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

案件が10件ということで、本日これが終了しましたら臨時日については、なしといった状況でまいりたいというふうに考えてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【会長】無理することはありませんけれども、終わったらということで、終わったら臨時開かないでもいいというだけです。

それでは、早速始めましょう。次第に沿って議事の審議を進めてまいります。説明される方は、資料を読み上げるのではなく資料の要点を説明していただき、必要に応じて補足を加えるようにお願いいたします。

まず資料60、新宿区年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）給付事業の実施に係る目的外利用等についてであります。それでは、ご説明をお願いします。

どうぞ。

【臨時福祉給付金等担当副参事】それでは、説明させていただきます。

本件は、年金受給者等の生活の支援を目的とした年金生活者等支援臨時福祉給付金の実施に伴う個人情報の目的外利用の諮問及び重要な個人情報の提供を行う委託についての報告でございます。

本事業は、平成28年1月20日に成立しました国の平成27年度補正予算に盛り込まれたもので、

現在行っております臨時福祉給付金の仕組みを利用するものです。したがって昨年6月に現在行っている給付金について諮問、報告し、ご承認いただいた内容から、今回、関係のない児童施設入所者や児童手当受給者情報の利用に関する部分を除いた部分となります。したがって事業は異なりますが、諮問、報告内容としては同様のものとなります。

初めに、今回の事業の概要を説明させていただきます。資料の2ページをご覧ください。事業目的は、賃金引き上げの恩恵が及びにくい年金受給者等の支援のために実施するものです。次に、給付対象者でございますが、今年度実施しています平成27年度臨時福祉給付金の対象者であり、かつ平成29年3月31日現在で満65歳以上の者となります。生年月日で申しますと昭和27年4月1日以前に生まれた方が対象となります。なお平成27年度新宿区臨時福祉給付金の対象となる条件につきましては、2ページ、給付対象者欄の右側に記載してあるとおりでございます。給付額は1人につき3万円、対象者数は2万5,900人を見込んでおります。申請期限につきましては4月6日から8月5日を予定してございます。

次に、2つの諮問案件について説明させていただきます。3ページをご覧ください。まず措置入所高齢者等情報の目的外利用になります。これは虐待などで施設に入所している高齢者の方で、住民登録地の保護者等でなく入所者本人に支給するために、高齢者福祉課、障害者福祉課が保有します老人福祉施設、障害者支援施設の入所者の情報を目的外利用するものです。詳細につきましては記載のとおりでございます。

次に、4ページをご覧ください。視覚障害者情報の目的外利用についてでございます。確実にまた丁寧に申請案内をすべく、視覚障害者手帳1・2級の所持者で支給対象となる方全てに、点字でのご案内を施すための目的外利用となります。詳細につきましては記載のとおりです。

次に、報告案件でございます。5ページでございます。重要な個人情報の提供を伴う委託の報告でございます。本事業は、短期間に2万5,000件余の申請書について送付、受け付けを行い、迅速かつ正確な給付金を支給する必要があることから、適切な個人情報保護対策のもと、その一部を委託するものです。また、対象要件の1つが平成27年度、現在行っています新宿区臨時福祉給付金の対象者であることから、時間的制約のある中で確実に事業を実施するために、現在、臨時福祉給付金給付事業を委託してございます凸版印刷株式会社と、特命随意契約を結ぶ予定となっております。

7ページでございます。別紙1記載のとおり、委託内容であります申請書の印刷、発送、受け付け、支給の状況を、一括管理するために必要な最小限度の個人情報について事業者が取り扱うこととなります。

また、13ページ、別紙4、こちらに記載のとおりコールセンター業務の再委託策は、対象者住所、氏名、生年月日など、本人確認に必要な住民基本台帳情報のほか、申請してからの現在の進捗状況の問合せ等の対応に必要な情報のみ取扱い、現在行っています給付金事業と同様、課税状況等の問合せは、対策室で区職員が直接対応することといたします。振込みデータを担当する事業者は、記載のとおり振込みデータ作成に必要な3項目でございます。

セキュリティーに関しましての補足ですが、委託先の凸版印刷株式会社、再委託先の株式会社リョービシステム、株式会社ベルシステム24の3社いずれも、個人情報の取扱いや機密保持に関する第三者機関の認証資格でございますプライバシーマーク、I SMSを保持してございます。

大変雑駁でございますが、説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

【会 長】ご質問かご意見ございましたらどうぞ。

佐藤委員。

【佐藤委員】佐藤です。

ご報告ありがとうございました。何点かお聞きします。

この審議会で私は、たびたび再委託については原則禁止すべきだというふうに述べてきたんですが、6ページのなぜ再委託をしなければならないかということなんですけれども、これを読むと、凸版印刷株式会社が一括委託することによりというふうに書かれているんですが、これは委託先を介さず直接再委託先と委託を結ぶということではできないのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【臨時福祉給付金等担当副参事】本件の委託業務でございますが、もともとは平成26年度臨時福祉給付金が消費税率値上げに伴って実施された場合、その場合も大変短い時間の中の準備という中で、いわゆる事業者が複数集まってジョイントベンチャー的にプロポーザルに参画してきてございまして、その中で凸版印刷株式会社が選ばれた、その流れで27年度もまた、臨時福祉給付金が継続することとなりまして、そのまま特命随契で引き続いたものが、今回また引き続くという状況になってございます。そういった関係では、今の段階でまたばらしてという余裕はないものと思っております。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】継承性があるということでそれはわかったんですけども、9ページの再委託の禁止の中で11番にアとイというふうに書かれていて、これは当然のことだと思うんですが、この中で、甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査・指導することができるという

ふうにあるんですが、必要に応じてではなくて、再委託先についても区がきちっと監督・指導するというのが、私は非常に大事ではないかと思うんですが、そうすべきだと思うんですけども、いかがですか。

【会 長】ご説明ください。

【臨時福祉給付金等担当副参事】再委託先につきましては、コールセンター業務につきましては、事業開始前に現地を訪れて、どのような体制で行うか事前に現場を確認してございます。また、リョービシステムというのは振り込みデータを入力する業務を担ってございますが、これについては凸版印刷からリョービにデータを送る際にはデータを3分割にして、パンチャーはその内容が誰のものか特定できないような形で入力業務を行うと、こういったセキュリティーを講じているといったところで確認をしているところでございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】それとの関係で、これは12ページにも15と16で、「丙は、乙の求めがあった場合」ということで、立入り調査等による監査ということが書かれているんですが、確かに入力データについては今ご説明がありましたけれども、きちっと区のほうが、幾らデータがそういう形でセキュリティーが高められたとしても、よく入力については適宜立ち会う、あるいは前もって予告せずに立入り調査を行うということが、たびたびこの審議会では報告されているので、ぜひそれは実施していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【臨時福祉給付金等担当副参事】立入り調査等につきましては、凸版印刷と協議してできるところはやっていきたいと思っております。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

瀬川委員、どうぞ。

【瀬川委員】今の佐藤委員のに関連しての質問なんですけれども、確かに再委託先あるいは委託先も含めてですけれども、監査は必要、ここにも16に書いていますけれども、「受けるものとする」と、だから受けられると思うんですけれども、定期的に受けるのが望ましいと言われているんです、これは一般論ですけれども。その意味でこの監査の今予定、どういうふうなんです。定期的なあるいは定期的でなくてもいいんですけれども、予定があれば教えてください。

い。

【会 長】 ご説明ください。

【臨時福祉給付金等担当副参事】 定期監査の予定でございますが、事業開始前に委託先については現地立入り調査をしております。間につきましては必要に応じてということで、今現在、具体的な予定はないところですが、今、佐藤委員からもご指摘がございましたとおり、今後事業者と詰めてできる部分は行っていきたいと思っております。

【会 長】 瀬川委員。

【瀬川委員】 ぜひ定期的に、定期的というのは1年でもあるいは半年でも、それは中身という意味、情報セキュリティを高めるという意味で定期的に入られるのがいいんじゃないかというのが、これは私の意見です。

【会 長】 ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

では、本件は諮問事項、目的外利用については諮問事項ですけれども、業務委託については報告なので、諮問については承認、報告については了承ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 じゃ、本件はそういうことで終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは、資料61、ゆうちょ銀行のシステム変更に伴う小学校の給食会計に係る自動払込情報の送受信のための外部結合についてであります。それでは、ご説明ください。

【学校運営課長】 ゆうちょ銀行のシステム変更に伴う小学校の給食会計に係る自動払込情報の送受信のための外部結合についてご説明申し上げます。

おめぐりいただきまして事業の概要からでございますけれども、事業名としては新宿区立小学校の給食会計事務、学校運営課が担当いたしております。目的としては区立学校給食費会計の管理運営でございます。対象者といたしましては小学校の在籍児童の保護者約8,000名でございます。

事業内容でございます。給食費につきましては私費会計でございますけれども、教育委員会では、給食会計事務の手引きに基づきまして、公会計に準じて金融機関を経由して適切に処理するように指導しているところでございます。各学校が選択するところでございますけれども、全校40校でゆうちょ銀行と口座引落しの契約を行い利用しているところでございます。現在、毎月の引落としデータの作成につきましては、ゆうちょ銀行が配付いたしておりますパソコンソフトを使用し、作成されたデータを、フロッピーディスクに転写しまして鍵付きのケースに入れ、近くのゆうちょ銀行、すなわち郵便局の窓口に提出しているところでございます。しかし

ながら、フロッピーディスクの生産も終了したことに伴い、また、入手が困難になってきたことに伴い、ゆうちょ銀行といたしましては、28年12月から完全にフロッピーディスクでの利用を中止すると、そういった通知がございました。また、同時期に現在使用している学校イントラパソコンのOSが、Windows VistaからWindows10に変更されるということにも伴いまして、現在ゆうちょ銀行が配付しております給食会計ソフトが対応できなくなるということがございます。これに伴いまして、ゆうちょ銀行の伝送専用サイトにデータを作成し、提出するインターネット伝送ができるように変更するものでございます。

資料のまず1をご覧くださいませでしょうか。ここが簡単な仕組みでございますけれども、まず保護者の方が、ここに色つきでございますけれども、給食費の引落しを依頼する場合には、ご自分で口座開設の自動払込利用申込書とゆうちょ銀行からの引落しの利用申込書を、ゆうちょ銀行に出していただきます。それからそれに基づきまして学校のほうといたしまして各学校は、データを今のところフロッピーディスクで提出して、それに基づいて各ご家庭から給食費の口座引落しを行うといったところでございます。

おめくりいただきまして資料2のところに伝送システムの概略が書いてございます。インターネットの伝送につきましては、左側のところにメリットとしてこういうことが書かれてございます。フロッピーディスクの媒体の持込みが不要ということと、それから「安心のセキュリティ」のところでございますけれども、専用サイトの利用権限は担当者ごとに設定できると、管理者として、後ほど説明申し上げますけれども、まず学校長、管理職が利用権限を担当者に設定すると、担当者ごとにログ等の確認もできるということです。それからデータ送受信につきましては128bitSSLの暗号化技術が採用されていると、専用サイトのログオン時、ユーザー認証を行うといったところでございます。下のほうにございましてデータ送信方式につきましては、ここにございます全銀形式のブラウザ受け付け方式といったところでございます。

右のページでございますけれども、簡単なインターネット伝送の仕組みが記載されてございます。左側でございますように事業者の管理者、それから実際のデータ登録者を設定して、インターネットを介してゆうちょのセンターとやりとりして引落しのデータを送るといったところでございます。それから中段以降でございますけれども、利用開始までのスケジュールと申しまして手続等が書いてございます。ここでご注目いただきたいのは、整合性試験だとか綿密にその辺のインターネット伝送が確実に行われるような手続なりがされることになってございます。

お戻りいただきまして3ページのところをご覧くださいませでしょうか。重複する部分は省

きまして、結合される情報項目でございますけれども、保護者の口座の記号番号、氏名、給食費の引落とし金額、それから番号というのは入力順番でございます。自動払込処理結果、結合の相手方は株式会社ゆうちょ銀行、それから結合する理由でございますが、先ほども申し上げておりますけれども、平成28年12月からフロッピーディスクのデータの提出の利用が完全に中止されると、それとともに一方で学校イントラのOSが変更され、ゆうちょ銀行が配付しているソフトが対応できなくなるといったところが理由でございます。結合の状態につきましては、インターネット回線を通じましてゆうちょ銀行の伝送専用サイトにアクセスしてするといったところでございます。送信内容は128bitSSL方式の暗号化を行うといったところです。結合の開始時期と期間でございますけれども、28年4月1日より予定しております。情報保護対策でございますけれども、インターネットにより情報を送受信する場合には、その内容を128bitSSL方式により暗号化する。あと2点目として、伝送専用サイトにログオンする場合には、ID及び暗証番号によりユーザー承認を行う。それから3点目として、伝送専用サイトの利用者権限を担当者ごとに設定し、登録者が作成・登録したデータを、承認者が確認・承認を行った上で送信するといったところでございます。

簡単ではございますが、以上が説明でございます。

【会長】何かご質問かご意見ございますでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】ありがとうございました。

今どきフロッピーディスクを使っているというのはちょっとびっくりしました。そのためにこういうことでシステムを導入するというのは必要なことだと思うんですが、1点だけ気になるのは、インターネットの回線を通してアクセスすると、暗号化を行うということなんですが、その辺のセキュリティーというのはどうなんですかね。暗号化によってセキュリティーは保たれると。

【学校運営課長】はい。128bitSSL暗号方式で、128bitSSLもいろいろございまして、昨今3.0というのは脆弱性があるんじゃないかという報道もあったかにありますけれども、2014年12月以降SSL3.0が終了し、SSL/TLSという暗号方式というのをゆうちょ銀行のほう採用しまして、脆弱性を克服して暗号方式をしっかり担保していくというふうにゆうちょ銀行からは聞いております。

【会長】よろしいですか。

ほかに。

瀬川委員。

【瀬川委員】 同じところなんです。送信内容を暗号化するという、私も調べたところによると、今、大手銀行も使っていますので相当破られにくいものだと理解はしておりますが、ただ、破られないということはないということが1つ私の認識ということで、それに関連して区のほうでこれから、情報セキュリティーに十分な知見のある人が必要じゃないかと思うんです。どなたか担当するんですか。あるいは知見があるという方がいらっしゃいますか。区には知見のある人がいらっしゃいますか。

【学校運営課長】 区全体のお話としてさせていただきます。所管は情報政策課という電子計算組織をつかさどっているセクションがございまして、当然そこには経験豊富な職員はおりますけれども、専門的知見は、外部の事業者に業務委託であるとかそういった形で随時導入をさせていただいていますので、そこでのサポートを受けながら厳重なセキュリティーを今講じているといった実態がございまして。

そういった意味では、この案件についても最終的には情報戦略化会議という大きな枠組みがございまして、そこでセキュリティーを全部管理をするといった書き方になってございまして、その枠組みの中で動きがあればきちっと管理をしていく、こういった形になってございまして。

【会 長】 瀬川委員、よろしいですか。

【瀬川委員】 はい。

【会 長】 ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

伊藤委員。

【伊藤委員】 ご質問なんですけれども、結合される情報項目に関してなんですけれども、これは多分システムの内容を見るとCSVファイルとかそういったものをアップロードするという、そういった類いのものだと思うんですけれども、自動払込処理結果というのがございまして、これというのは多分結合というか銀行側にしかない情報だと思うんですけれども、これも例えばアップロードした後にもう一回、結果をダウンロードしたりというやりとりというのは発生することになるのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【学校運営課長】 ダウンロードはございません。ダウンロードはせずにホームページ上に表示される、管理権限者からID設定された各担当者ごとが開けるホームページに表示されるということでございます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】イメージがわからなかったのが、この辺の項目が入っているときに、もう一回例えば番号とか氏名とかが間違っていましたというときに更新の作業とかがあると思うんですけども、そういった場合はブラウザ上で個別に情報を編集したりするのか、それとも正しいデータというのをもう一回入れるために、今上がっているものをもう一回ダウンロードしてもう一回上げ直すのかなど、そういう流れというのはどんな感じになっているのでしょうか。

【学校運営課長】ブラウザ上で修正が可能だと聞いております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】ありがとうございます。

もう一点なんですけれども、このサイトというのはブラウザで表示できるということになっているんですけれども、これはどの回線からでもアクセスができるのか、それとも学校からしかアクセスできないのかというのは決まっていますか。

【会 長】ご説明ください。

【学校運営課長】これにつきましては、ホームページとなると例えば極端に言えば自宅からということも考えられるんですが、そこはまず法人として各学校ごとに電子証明を取得し、学校のこのパソコンという指定ができます。それからさらに先ほど概略の説明がございましたが、担当者をあらかじめ1人、2人を指名して、その者しかアクセスできないように、それについては管理権限者である学校長が確認しないとあけられないようにします。ですから自宅で処理しようと思っても絶対開かないような仕組みになってございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

鷺野さん。

【鷺野委員】

前のフロッピーディスクにしていた時期に作成していたデータと今度結合される情報項目で、いろいろ保護者にかかわる情報項目があると思うんですけども、その同じものだけをとることになるんですか。それか何か追加されるものとかあるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【学校運営課長】情報項目は全く変わりません。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようですと、これも外部結合なので諮問事項でございますので、承認ということによるしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】本件は承認ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは資料69、社会保障・税番号制度の導入に伴う団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバーの開発等についてであります。それでは、説明をお願いします。

どうぞ。

【情報政策課長】それでは、社会保障・税番号制度の導入に伴う団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバーの開発についてご報告させていただきます。

まず当案件は、個人情報保護条例第16条第2項、第17条4項及び第14条第1項を根拠に、開発報告それから外部結合報告、それから業務委託報告するものでございます。

1ページおめくりいただいて2ページ、事業の概要でございます。対象者でございますが、番号法別表第2及び利用条例第3条、第4条に定める事務の対象となる新宿区の住民基本台帳に記載されている住民及び住民登録の登録外者、一般に新宿区の住民全員でございます。

次に、事業内容でございますけれども、資料1、社会保障・税番号制度対応システム連携概念図と記載のありますカラー刷りのA4横の資料を、あわせてご覧いただければと思います。こちらの資料1をあわせてご覧ください。2ページ、事業の概要の事業内容の1に付してあります(1)から(5)と、資料1の概念図上の(1)から(5)が対応してございます。初めに、資料1の概念図について簡単にデータの流れをご説明させていただきます。まず29年7月の他団体との連携に向けて各自治体の中間サーバーが必要になります。他団体とのデータのやりとりをするのは(2)の新宿区自治体中間サーバーだけになることを、初めにお伝えさせていただきます。

例えば新宿区から豊島区に転出した住民がいて、豊島区において前住地新宿区での情報が必要になったことがあったとします。その場合、豊島区から情報提供ネットワークを通じて符号、処理通番というものをキーに(5)照会受けがあります。対象者が新宿区の自治体中間サーバーにあると、照会事項に応じて(5)回答レコードを作成し、情報提供ネットワークを介して豊島区に回答します。この間の処理は、全て地方公共団体情報システム機構内に整備された自治体中間サーバープラットフォーム内で処理され、国が提供するソフトウェアで自動応答されます。また、このやりとりに個人番号や基本4情報など個人を識別できる情報は、一切含まれないことをあわせてお伝えしておきます。

このように正確なデータ連携を可能とするためには、正確な自治体中間サーバーを整備しておかなくてはなりません。このため国の定めたデータ標準レイアウトやデータ形式に沿って、

新宿区の持つデータを編集しておかなくてはなりません、それを担うのが（１）団体内統合宛名等システムです。まず区役所内に点在するさまざまな連携情報を業務情報として集約します。そしてこの個々の情報が誰の情報なのかを特定させ、中間サーバーと連携できるように編集し、随時（３）、（４）で外部に整備される（２）の新宿区自治体中間サーバーと安全に情報連携をさせていきます。以上が資料１の概念図の大まかな説明でございます。

それでは、お戻りいただきまして２ページの事業概要にお戻りください。上から５段目でございます。事業内容の１、事業概要です。（１）団体内統合宛名等システムを新宿区が管理するシステム環境内に開発し、（２）新宿区自治体中間サーバーを地方公共団体情報システム機構、（J-LIS）が管理する自治体中間サーバープラットフォーム内に整備しております。そして（３）双方をLGWANという総合行政ネットワークを介して結合し、（４）で情報連携してまいります。情報連携に当たっては、国の定めたインターフェース仕様及びデータ標準レイアウトに基づいて連携するものです。そして（５）情報提供ネットワークを介して国及び他自治体等の中間サーバーと情報連携してまいります。情報連携稼働時期は、ご案内のとおり平成29年7月を予定しております。そして（６）、これらシステムとサーバーの稼働監視、故障・障害対応、プログラム不具合対応等の保守作業も、あわせて行ってまいります。

２、主なシステム機能等及び３、対象者数、こちらは記載のとおりでございます。

事業の概要については以上です。

次の３ページから具体の各報告事項となります。初めに３ページ、電算開発に伴う報告でございます。記録される情報項目ですが、１、個人の範囲、それから３、記録するコンピューターは概要で説明したとおりでございます。２、記録項目ですが、別紙資料２、データ標準レイアウト一覧と資料３、データ標準レイアウトをご覧ください。薄っぺらい１枚の紙とそれから厚いものになってございます。これは概要でもご説明申し上げましたけれども、国指定のデータ標準レイアウトでして、資料２の一覧の左端、情報番号と、資料３、レイアウトの左端、情報番号が対応しておりまして、情報名ごとに網かけ表示してございます。

３ページにお戻りいただきまして新規開発・追加・変更の理由でございますが、番号法利用条例に基づき他団体との情報連携を可能とするためでして、新宿区自治体中間サーバーを整備するために団体内統合宛名等システムを開発するものです。次の新規開発内容も同様で、２の新宿区自治体中間サーバーを整備するために必要となる１の団体内統合宛名等システムの各事項を開発してまいります。

次に、開発等を委託する場合における個人情報保護対策ですが、各開発・整備の過程で委託

先には個人情報に触れさせません。委託先に新宿区情報セキュリティポリシー、新宿区個人情報保護条例を遵守させます。テストにはダミーデータを使用し、実データを利用した検証作業は区職員が実施いたします。そして特定個人情報保護委員会のガイドラインに基づき、特定個人情報保護及びシステムの安全管理措置を徹底してまいります。

最後に、新規開発・追加・変更の時期でございます。今後の予定につきましては記載のとおりでございますが、各業務情報はまだ詳細が決定していない業務が多くございます。平成29年7月までに順次整備していく予定でございますが、その際には改めて本審議会に付議させていただきます。

なお、一番最後のページに参考資料1として、障害者総合支援システムから団体内統合宛名等システムへデータ送付する項目一覧を添付してございます。そちらをご覧くださいと思います。障害者福祉課の業務システムから、団体内統合宛名等システムの業務情報を通じて連携を図っていく項目が決定いたしましたので、ここに報告をあわせてさせていただきます。

次に、お戻りいただきましておめくりいただき4ページ、外部との結合に伴う報告でございます。結合の相手方は、記載のとおり地方公共団体情報システム機構でございます。結合する理由につきましても、これまでご説明してまいりました理由と同様でございます。結合する形態につきましては行政専用の総合ネットワーク（LGWAN）、これを介したセキュアな環境での結合でございます。結合の開始時期でございますけれども、記載のとおり本年7月から連携テストに入りまして、来年29年7月より本番運用となる予定でございます。

次に、情報保護対策でございますけれども、外部との結合に当たっては、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーに基づいて、記載の1から11までの保護措置を講じてまいります。まず1、2で、接続するネットワークは専用回線を利用し、情報を暗号化すること、そして3、4で、ファイアウォールやウイルス対策ソフト、標的型攻撃対策などセキュリティ対策を強化すること、さらに5、6、7では、団体内統合宛名等システムの利用に当たってIDやパスワード、利用登録など、情報へのアクセス制御を徹底すること、8でアクセス状況を記録すること、そして9、10では、団体内統合宛名等システム利用パソコンのUSBなどの外部接続、こちらを不可能にすること及び職員教育の徹底を図ることを明記してございます。最後に、開発の報告と同様に、特定個人情報保護委員会のガイドラインに基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する旨明記してございます。

次に、5ページ、業務委託に伴う報告でございます。委託先は日本電気株式会社、事業者に処理させる情報項目は、これまでの説明と同様でございます。委託理由でございますが、開

発・整備に当たっては、ITに係る高い技術力とさまざまな実績・経験が不可欠でございます。事業者の選定に当たっては、能力や提案力などを兼ね備えた事業者を、プロポーザルによって選定したものでございます。委託の内容につきましては、1、2と開発の報告でご説明した内容と同様でございますが、3として、当システムとサーバーの稼働監視や故障・障害などの保守につきましても事業委託する旨明記してございます。委託の開始時期及び期限ですが、団体内統合宛名等システムの第1次稼働を踏まえ、本年4月よりその保守についても委託するものでございます。

1枚おめくりいただいて6ページでございます。委託に当たり区が行う情報保護対策でございますが、前回の本審議会でご確認いただいた特記事項を付しまして、開発の報告でご説明させていただいた事項を明記してございます。

最後に、受託事業者に行わせる情報保護対策でございますが、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定して区に報告させるようにいたします。そのほか個人情報には一切触れさせないこと、テストはダミーデータを使用すること、セットアップは情報政策課において区職員が立ち会いのもとに実施すること、安全管理措置を徹底させることなど、これまでご説明してまいりました事項等を網羅してございます。

それから5ページの委託開始時期及び期限のところでございます。開発の整備業務のところでございますけれども、平成27年4月1日から28年3月31日までというふうに書いてございますが、この内容につきましてはその前からもう既に着手はしてございます。先ほど本年と申し上げましたけれども、こちらに書いてあるのが正しいということでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、説明を終わらせていただきます。

【会 長】よろしゅうございますか。

それでは、ご質問かご意見ございましたらどうぞ。

佐藤委員。

【佐藤委員】説明ありがとうございました。

マイナンバー制度のまさに団体等宛名統合システムとそれから新宿区の自治体サーバーというのは、まさに心臓部になると思いますので、セキュリティーに関連してお聞きします。

まず1点は、暗号化すると、あるいは符号すると、直接生データは情報のやりとりはしないという説明だったんですが、暗号化するとき、送る側が暗号化して受ける側が暗号を受け取って復読するということになるんですが、それぞれそれを扱うのは区の職員なんですか。

【会 長】ご説明ください。

【情報政策課長】こちらは全部システムが対応することになりますので、職員は一切手を触れない状態で行われます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】それと、この団体内宛名統合システムのこれからいろいろなデータベースを入れ込んだり、さまざまな作業がかなり入ってくると思うんですが、そうした作業自体は区の職員がやるんですか。

【会 長】ご説明ください。

【情報政策課長】いろいろなバッチ処理だとかそういったようなもの、バッチ処理にも日バッチであるとか月バッチだとかというものがございます。また、オンライン処理でも行っておりますけれども、基本は自動的に行っていくタイミングでございます。

【佐藤委員】自動で行うという意味が、すごいマジックみたいに聞こえるんですけども、ちょっとわかりにくいのもうちょっと具体的に。

【会 長】ご説明ください。

【情報政策課長】失礼いたしました。まず新宿区の処理としまして、例えば人が入ってきたような場合、全てオンラインで処理をしております。転入すれば当然のようにうちのほうのDBのほうを更新される。その更新のタイミングと同様に、その処理の流れでこちらの団体内統合宛名等システムを更新していきます。あわせてこのLGWANのほうを通じて新宿区自治体中間サーバーのほうも更新されるというのが、1つありますけれども、そういうのがオンラインです。

それからバッチ処理としてまとめてやるものというものがございます。月処理であったり日処理であったりというような処理でございます。そういったようなものにつきましては、それが更新した際に、団体内統合宛名を手で更新したようなケースがあった場合には、更新したのと同タイミングで新宿区自治体中間サーバーを更新をかけるというように、随時動いているというところですが、基本的には、先ほど申し上げましたオンラインで処理されておりますので、オンラインの流れに乗った処理形態になるというところでございます。

【会 長】私の理解で間違っていないか確認なんですけれども、連携概念図というのがありました。この一番左端にデータベースというのがあります。今言われた例えば誰かが入ってきたというのは、一番上の住記データベースですか、そこへ入ったとか出たとかがここで入力されるんだろうと思うんです、職員によって。そうするとその次の(1)の宛名等システムの中にある、ここに上のほうに住登者というのがここに載るのか知らないけれども、中間サーバー

に自動的に入っていくという説明をされたわけですね。それでそれはこの統合宛名等システムというのは、新宿区が管理している中間サーバーだという意味でしょう。新宿区の管理している中間サーバーに自動的に入ったものが、今度は自動的に右側の団体情報システム機構と書いてある中の新宿区自治体サーバーというのに入っていく、これが自動だと言っているんでしょう。だから最初のデータベースは人間が入れないとだめなわけでしょう。そういう意味ですよ。ね。

【情報政策課長】はい。

【会 長】自動とおっしゃっているのは、データベースに入れれば新宿区が管理している中間サーバーも、それから情報システム機構とはこれは誰が管理しているんですか。どうぞ。

【情報政策課長】地方公共団体情報システム機構ですが、こちらは国の外郭団体でございます。

【会 長】システム機構が団体ですよ。機構という団体があって、そこがこの右側の、真ん中の中間サーバーと名前は似ているけれども、新宿区の中間サーバーがそこにちょうど入っていて、同じものが入っていて連動していると、こういうことですね。

【情報政策課長】おっしゃるとおりでございます。

【会 長】大体これでよろしいですか、それ以上難しいことはどうぞ聞いてください。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】それでもう一つは6ページなんですけれども、先ほどの説明で、委託先には個人データは触れさせないという説明だったんですが、6ページのそれぞれ上の4番と下の5番のところに、「委託先は、必要な支援を行う」と、これは例えば実データを使用した検証作業は区の職員がやるが、何らかのサポートをこれは委託先がやるということになると画面上個人データを見たりとか、あるいは入力はしないけれども、そういう場面があり得るのかをお聞きしたいんですが。

【会 長】ご説明ください。

【情報政策課長】委員がご指摘のとおり全くないとは言いきれない状況にはなっておりますが、当然のことながら守秘義務、こちらは当然委託事業者とも結んでいることから、そこはデータが漏れるということはなく、仮にそれを覚えていたとしても守秘義務の範囲であるというふうに私どもは認識してございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】これは念には念を入れてということで私、最後1点お聞きしますが、以前この審議会でも、NTTデータの委託先の社員や関連会社の社員が、この数年間の間にデータを盗み

出したり、あるいは暗号化されたのを復読する技術を身につけて、それで銀行のデータを持ち出して偽造キャッシュカードをつくったということがあるんです。ですから疑えば切りはないんですけども、少しでもそういう個人データに触れる機会がある委託先の方に対しても、きちんとした教育、罰則があるということなどを、委託先の責任者に対してしっかり行わせる。場合によっては新宿区が直接行うということを厳格にやったほうがいいと思うんです。繰り返になりますけれども、団体内統合宛名等システムは、マイナンバー制度、個人情報の心臓部ですから、それは厳重、厳格にやるべきだと思うんですが、その点はいかがですか。

【会 長】ご説明ください。

【情報政策課長】委員がおっしゃるとおり、万が一ということもあるかもしれませんが、私どものほうも厳重に監視はやってまいるところでございます。さらに特記事項をご覧いただければと思うんですが、特記事項の8ページの13番にございます。個人情報を取り扱う従事者の指定ということで、「乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする」ということを明記した上で、厳重な取扱いを行っていくということを明記してございますので、これも契約事項のうちに入っておりますので、そういった面からでも保護対策を厳重にしてまいる所存でございます。

【佐藤委員】ありがとうございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見。

伊藤委員。

【伊藤委員】ご説明ありがとうございます。

このシステム連携概念図の、左右で分かれていて左が新宿区で右が国の外郭団体になっているんですけども、サーバーの監視だったりとかそういうのが入っていると思うんですけども、これは右側のほうも監視をするという意味なんですか。

【情報政策課長】委員がおっしゃるとおりでございます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】ちょっと気になったのが、開発ソフト自体は総務省が開発していて、インフラ、サーバーのところは新宿区が担当すると、そういうふうに解釈をしているんですけども、ソフトが総務省で開発されているということは、つまりインフラの仕様とかというのは全部総務省が、こういうふうなインフラにしてくださいというふうなメールとかそういうのがあるんですか。

【会 長】ご説明ください。

【情報政策課長】インフラの仕様につきましても最低限のところについては、私どものほうでは細かくはわからないところではございますけれども、そういうように決めてございます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】そこでちょっと気になったのは、今回開発するシステムなんですけれども、多分区内にあるデータベースの情報を統合して管理できるようにして、送り先のサーバーのインフラをつくってソフトは総務省のものを使うということなんですけれども、こういうケースはどこに責任があるのかというのが非常にわかりづらくなるというふうに私は思っていて、例えば、新宿区は、あくまでデータを取りまとめて上げると、ソフトは総務省が使っていると、ただ、インフラは、新宿区が開発したものという状況になると、情報が仮に漏えいしたり、トラブルが発生したときというのは、どういうふうに個人情報流出するのを防いだりとか、その後の対処をするのかというのが、非常に難しいなと思っていて、これというのは、ソフトを開発した総務省の責任に基本的にはなるんでしょうかね。その対応とかというのはどういうふうになるんですか。

【会 長】ご説明ください。

【情報政策課長】今、漏えいした場合についての責任の場所がどこにあるのかというようなご質問でございます。漏えいしたものがどういった形で漏えいしていくというさまざまなケースがございますので、一概には言えませんが、基本的にこちらの自治体中間サーバープラットフォーム内に作成する新宿区自治体中間サーバーというのですが、こちらハードについてはJ-L I Sのものなんです。ソフト自体は、委員がおっしゃるように国がソフトウェアを開発している。区はどういうところを担うのかというとデータの部分、データの中身、内容についての責任は、区が責任を持つことになってくるというところが基本になってまいります。そうした上でどういったところから漏れてしまったのかということによって、責任の分界点が違ってくるというふうに考えております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】ちょっと気になったのは、外に出るタイミングというのは、多分この右側のJ-L I Sのほうから出るというケースしか基本的にはない。普通は多分こっちしか、攻撃するんだったらこっちだろうなというふうに思うんですけれども、そういう場合というのは、例えばこっちから出た場合は、区自体は特にソフトウェアも開発していないので、ソフトウェアの中まで踏み込んで対処するということはできないということになるんですか。

【情報政策課長】ソフトウェアの中まで踏み込むことはできないですし、国のほうが対応して

まいります。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】これは多分まだそんなに決まっていなと思うんですけども、仮に流出することはそんなにないと思いたいんですけども、あったとしたら多分その辺が非常に、どこにどんな責任があるのかというのが非常に問題になってくると思うんで、インフラの仕様に関して、なるべく国が言ってきた仕様でつくるというんだったら国の責任になると思うんですけども、区でやるというんだったら、その辺がどうなるかというのがまだわからないと思うんですけども、ちゃんとどこにどう責任があるかというのが、これだとわかりづらかったんでもう少し明確にしたほうが、問題が起きたときはいいのかなというふうに思ったので、最後に意見だけお伝えしておきます。

【会 長】ほかにご質問かご意見。

鍋島委員。

【鍋島委員】ちょっとわからないんですけども、この69-1の右のほうの情報提供ネットワークというのがありますよね。それで下のほうにインターネットとはつながないでこれはクローズだということで、どうもうちの相談員のほうのP I O-N E Tみたいに、P I O-N E Tは個人情報も入っていますけれども、一応流出したことはないんです。そんなものかなとは思っているんですけども、この情報提供ネットワークのネットワーク回線というのをご説明いただきたいのと、もう一つ本当に身近で、私がもし自分の情報を開示しますよね、今だったら区から来るんですけども、今度こういうふうにまとめると、ここのシステムを通してじゃないと開示できない情報も出てくるのでしょうか。2つお願いします。

【情報政策課長】委員長、よろしいですか。

【会 長】どうぞ説明してください。

【情報政策課長】現在、今、鍋島委員のほうから、情報提供ネットワークについては一体どういうものなのかというご質問がございました。こちらは番号法第21条第1項に基づき総務大臣が設置する情報提供ネットワークでございます。要するに私どもが関知するものではなく、総務省がしたクローズされたネットワーク、先ほど委員が理解しようとされていたものです。P I O-N E Tとほぼ同様のものかというふうに認識してございます。開示情報につきましては、全てこれまでの流れと同じでございます。

【会 長】これまでというのが今はわからない。はい、鍋島委員。

【鍋島委員】ここにつながっているところが書いていないでしょう。

【会 長】どうぞ説明ください。

【区政情報課長】他自治体との連携に関しては、特定のIDを個人が取得して自分の分を見られるようになっていきます。これが29年1月から。ペーパーで欲しいといった情報開示請求については、通常に所管課のほうにご請求いただければ開示をさせていただきます。それは特定個人情報であろうと普通の個人情報であろうと、いずれにしても開示をさせていただくということになります。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】その場合に出すところが今までは新宿区から出ていただきましたけれども、今度は新宿区だけじゃなくて、この地方公共団体情報システムとかそれから情報提供ネットワークとかに行っちゃっている情報を、開示してくれるんでしょうかということです、具体的には。

【会 長】どうぞ説明ください。

【情報政策課長】情報がどこに行くのかということこの各新宿区の間サーバー、この団体内統合宛名等システムというオレンジの枠がありますけれども、その中間サーバーの連携情報に集約されて、それと同期をとった右側のところの新宿区自治体中間サーバー、(2)のほうにためられるということでございます。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】今度はそちらにもためられる。今までと違うということですね。

【会 長】どうぞ説明ください。

【情報政策課長】はい、そうです。

【会 長】よろしいですか。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ちょっとお尋ねしますけれども、きょうもらった資料69-3、このデータ項目とありますよね、たくさん。これは言いかえたら1人の人についてこの全項目が全部チェックされているわけですよね。ご説明ください。

【情報政策課長】これはあくまでも標準レイアウトでして、確かにここの項目に入れるものについては全項目入っていくことになります。

【会 長】要するに一個人についてこの項目はあるない、あるないと、全部チェックされていますよねということですよ。これだけの項目を個人について全部チェックされていると。

【情報政策課長】はい。

【会 長】それが新宿区の間サーバーに入っていく、これが各人の。大変なことだと思

うけれども、これが三十何万入るわけですよ。

【情報政策課長】はい。

【会 長】今度右側にシステム機構というところへ行くと、これは全国の自治体全部、ここへたまたま新宿区と書いてあるから1つかなと思うけれども、そうじゃなくて全国の自治体全部ですよ。

【情報政策課長】おっしゃるとおりでございます。

【会 長】そのデータが全部ここに入っていくということですよ。すごいデータですよ。今ごろ言っているビッグデータどころの話じゃないと思うんだけど、わかりました。確認です。この今、情報提供ネットワークというのが、ここにシステム機構の中に保存されている各自治体の中間サーバー、これをつなぐことを意味しているんでしょう。

【情報政策課長】おっしゃるとおりでございます。

【会 長】そうですね。そういう意味ですよ。このシステム機構の中に新宿区以外の中間サーバーがたくさんあると、各自治体のがあってそれが連携されているということで、それがネットワークという表現に。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

それでは、よろしゅうございますか。資料69は一応報告事項ですので了承と、何となくわかったという、完全にわかったと言うには到底あれですが、何となくわかったということで了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

【区政情報課長】会長。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】今、情報政策課長からご報告さしあげた最後の部分の障害者のほうのデータ、前回資料をお配りして今回この宛名のほうに取り込まれる。これは実は障害者のほうは、こちらに伝送するプログラムを組むだけという作業になっていますので、項目だけ今回お出しさせていただきました。他の業務システムから同様に宛名統合のほうに送り込むデータの項目については、年に1回まとめて、今後ご報告をさせていただくといったスタイルでお願いできればというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【会 長】結合自体はあれですけども、どういう内容かというのは報告ということですね。

それでは、次の議題に移ります。

資料63、重症心身障害児等在宅レスパイトサービス業務の委託についてであります。それでは、ご説明ください。

【障害者福祉課長】 それでは、重症心身障害児等在宅レスパイトサービス業務の委託についてご報告いたします。条例の第14条1項、業務委託という形でご報告いたします。

2 ページのところをご覧ください。この事業は、在宅生活を送っています医療的ケアの必要な重症心身障害児や重症心身障害者に対し、訪問看護師が自宅に出向き一定の時間、家族のかわりに見守りを行うというもので、これにより介護する家族の休養、リフレッシュを図ることを目的としています。対象者ですけれども、このサービスで医療的ケアを受けることができる方は、18歳になる前から重度の知的障害と中度の身体不自由とが重複した状況にあり、普段から訪問看護を利用し在宅生活を送っている方となります。事業の内容としましては、利用者の居宅に看護師または准看護師を派遣しまして、医療的ケア並びに食事、排せつの介助などを行います。訪問回数は月2回を上限といたしまして、1回当たり2時間から4時間までの範囲で1時間単位でやっていくもので、想定人数15人程度かなというような形で来年度から事業を始めたいというふうに思っております。

3 ページのところをご覧くださいまして、業務の委託の内容について、委託先はそれぞれの利用者が今現在利用している訪問看護事業者というような形になります。委託先が収集する個人情報項目は、利用日時、それから障害児等の医療的ケア及び療養上の世話の記録というものがございます。それから委託先にこちらのほうから提供する項目というものは、利用に係る情報としては氏名、電話番号、利用者所得区分、訪問看護利用者自己負担額という形になりまして、障害児等に係る情報項目、医師指示書の内容が、一番の個人情報の大きなものというような形になってございまして、ここの括弧書きから先のところ、病状、治療状況等々に始まりまして医師指示書の中にそういったものが書かれているもののコピーを、訪問看護事業所のほうにお渡しして、その指示に基づいてケアを行っていただくというような形になります。この記録は基本的に紙で保存という形になるのでございますが、磁気的媒体というふうにしておりますのは、この事業者がその方に対して記録だったり、それから請求にかかるときに磁気媒体を使うということが想定されるものです。

次に、委託内容のところをご覧くださいまして、この1から8までの順番です。医師指示書の写しの内容の確認と保管を行っていただきます。利用者から利用申込みの受け付け、派遣すべき看護師等を決定していただき、区へは実施状況の報告をしていただきます。看護師等派遣

サービスを提供していただき、その利用回数の管理、緊急時に連絡体制ができる体制の確保をしていただき、利用した利用者の負担額がある場合は、その負担額を受領する。最後に実績報告、委託料請求を、こちらのほうにやっていただくというような流れになるかと思います。委託開始時期及び期限は、契約締結の翌日から平成29年3月31日までという形で、1年ごとに更新していくような形になっていくかと思います。

委託に当たり区が行う情報保護対策、委託に当たりまして別紙につけました特記事項を付します。2番として、必要に応じ区職員が委託先の事業所に立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行います。受託事業者に行わせる情報保護対策といたしまして、あらかじめ取扱責任者というものを決め、区に報告をいただきます。提供された情報は施錠できる倉庫に保管させるなど、最後、利用が終了した場合には区のほうに情報を返却していただきまして、パソコンの情報の中については消去というものを、区の職員が確認を行うというような対策を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

【会 長】最後のところですが、利用が終了するというのは、どういう状態を終了と考えているんですか。

【障害者福祉課長】完全に訪問看護とかそれを、その業者がその方に対して行わなくなったときと、転居をしてその人がそのサービスを使わなくなるとか、亡くなられたとかそういったときに、あとは施設に入るとかそういったとき、もうこの訪問看護は使いませんというふうになったときに返していただくという形になります。

【会 長】じゃ、区ではその途中はほとんど管理しないと、報告か何かは。

【障害者福祉課長】1年契約になりますので、契約1年ごとに状況については報告をいただきますし、請求がありますので請求のたびごとに月ごとになります。

【会 長】普通1年契約なら1年契約が終了時なんで、その都度報告受けるんじゃないかなと、そう思いながら聞いたんです。ほかのケースでは1年契約というのはありますけれども、ほかのこういう諮問事項なんかで、その場合は1年ごと報告受けるという説明を受けます、今まで。だから1年ごと回収して、こういう事業は前年のものがわからないとだめなんだというんだから、それはわかりましたんですけれども、そうでなければ1年契約で1年の事業が終わって委託先が変わるかもしれないし、別に同じ人でないといけないわけじゃない。頼むということが継続していることはいいんですけれども、頼む人をAさんからBさんに変えると、1年契約というとなえやすいじゃないですか。AさんからBさんに変えるとかね。1年契約みたい

だけ、契約だとおっしゃるけれども、記録はずっとその人が抱え込んでいると、Aさんずっと十何年間Aさんになっちゃって、嫌でも十何年間続く可能性だってあるじゃないですか。それがAさん、Bさんと、Bさんに変えてもらいたかったら1年契約なんだから変えてもらえる、そういうところを区で管理して、そういう結局Aさんが余りよくないときBさんに変えるというチャンスですよ、契約期間が切れるという。そういうことでの管理はしないのかと言っているんですけれども。

【障害者福祉課長】 普段から医療保険で訪問看護を行っていて慣れている訪問事業所に、委託先としてはそういう形で考えています。その方が同じ訪問看護ステーションにこのケアを行ってもらおうという形でやっていただき、後々この業者ではなくて違う業者にしたいというような、変わったんですということがあれば、それはそれもできるようにはなります。A業者からB業者が変わったとき、A業者からは情報は返していただきます。

【会 長】 まあいいです。契約終了したら1年で記録は一旦返すものじゃないかというのが、私の意見だというだけです。

ほかに質問。

鍋島委員。

【鍋島委員】 これをなさる人は看護師さんだけですか。

【会 長】 ご説明ください。

【障害者福祉課長】 看護師さんと准看護師さんになります。

【会 長】 鍋島委員。

【鍋島委員】 そうすると看護師さんと准看護師さんは、個人情報の保護のそれをやらないと首になりますからね。だからそういう点では私は安心だと思っています。

【会 長】 さっきの話、個人に委託するんですか。事業者という何か団体に委託するんですか。どっちですか。

【障害者福祉課長】 訪問看護ステーションというところがやります。そこのステーションにいる訪問事業者にいる個人ではなく、事業所です。

【会 長】 誰がその担当者を選ぶんですか。

【障害者福祉課長】 利用したい人が選びます。ただ、区はあらかじめできる事業者という形のことと区と契約をしてもらっています。その中から自分が普段利用している訪問看護ステーションと契約をするという形になります。

【会 長】 だからステーション、団体と契約するんですね。

【障害者福祉課長】団体と契約します。

【会 長】個人じゃないですね。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

三雲委員。

【三雲委員】そうすると区と事業者との間の委託契約というものが、いつのタイミングで結ばれるかということなんですけれども、それは個々の利用者がこの事業者のレスパイトサービス業務を受けたいと言ったときなのか、あるいは区が事業者の一定の枠を指定したときにそのときに結ばれるのか、いつなんでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【障害者福祉課長】最初に想定される訪問事業者と委託契約はするつもりです。自分がやりたいというのがそこになかった場合、新たにまたその訪問看護ステーションと区も契約をしていくというようなふうに、増やしていくように想定しています。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると例えば利用者側としては、普段来ていただいている訪問看護事業者と別の事業者を、レスパイトサービス業務に関してだけ指定するということはできるんですか。

【会 長】ご説明ください。

【障害者福祉課長】基本的にそういうことはないというふうに想定をしています。ふだんから技術的に医療的ケアを医療保険としてやっている事業者だから、安心してこの事業を預けることができるというふうなイメージでいますので、親御さんもだから安心して2時間なり4時間なりを外に外すことができるというふうに思っていますので、基本的に今やっている事業者と区が契約を結ぶというふうに思っています。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、ある利用者に関する契約が切れるときというのは、レスパイトサービス業務が終わったときではなくて、その訪問看護事業者を当該利用者が利用しなくなってほかの事業者に移ったときというふうに理解してよろしいんですか。

【会 長】ご説明ください。

【障害者福祉課長】ご指摘のとおりです。

【三雲委員】わかりました。ありがとうございます。

【会 長】要するに終了原因は両方、利用者の原因に基づく転居ということ、それから事業者の場合は事業者との契約が切れたと、そういうことかなというふうに、両方あるのかなと思

います。

ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

ないようでしたら、これは報告事項ですので了承ということでよろしゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

【会長】本件は了承ということで終了いたします。

次は、資料64、両親学級の運営業務の委託についてであります。それでは、ご説明ください。

【牛込保健センター所長】両親学級の運営業務委託について報告事項のご説明をさせていただきます。

資料の2ページ目をご覧ください。事業の概要でございます。まず目的と対象者でございます。両親学級は、区内在住の妊婦の方とそのパートナーの方を対象に、育児不安の解消を目的として、安心して出産が迎えられるように実施している講座となっております。事業内容といたしましては、具体的な実施内容ですが、父親による人形を使った沐浴実習、お風呂に入れる実習ですとか、妊婦ジャケットを装着して妊婦体験をしていただいたりですとか、父親の役割についての講義、出産から乳児健診までの手続などの説明などとなっております。沐浴実習の指導などは保健師や助産師が行っております。両親学級は、働いている方も参加しやすいようにと全部土曜日に開催しております、大変人気が高い講座となっております。資料の下のほうに実績等の表がございます。ご覧いただきますとおわかりになりますように、受講組数が毎年のように増えております。区としては、需要に応えるために年間の定員を増やすなどの対応を、この間ずっとしているところなんです、現在もほぼ定員オーバーとなっておりますお断りすることが続いております。平成27年度にお断りした件数は、こちらに書いていないんですけども、12月時点で年間のトータルで130組となっている状態でございます。

次に、資料の3ページをご覧ください。保有課（担当課）は保健センターということで、4つの保健センター、牛込、四谷、東新宿、落合、4つの保健センターで両親学級を行っているものでございます。委託先はこれから指名競争入札により選定いたしますので未定です。委託に伴い事業者処理させる情報項目につきましては、こちらに記載のとおり参加者の住所、氏名、年齢、性別、電話番号、それから出産予定日、初産が否かの情報になります。応募者が多数いらっしゃった場合には初産の方を優先に、一応初めての方を対象とした講座というので初産の方を優先させていただきますが、第2子以降の方もオーケーということになることもございますので、出産予定日が近い方を優先しております。そのため、この情報項目も収集させるものでございます。処理させる情報項目の記録媒体は紙及び電磁的媒体でございます。受け

名簿や受講決定通知書は紙で扱うものですが、参加者のグループ分けなどに電磁的媒体を使って処理させることを想定しております。

委託理由でございます。両親学級は、定員オーバーが続いているので区民ニーズに対応できるように、さらに開催回数を増やす必要がございますが、両親学級のスタッフである助産師や保健師は、区の職員ですと人数が限られておるため、区の職員による開催をこれ以上増やすことが困難となっております。そのため助産師を毎回、必要数、安定的に従事することができる業者に一括して委託をし、大幅に開催回数を増やしまして、毎回同一の内容を提供できるようにするものでございます。委託の内容は、こちらに記載のとおり1番から9番まで委託をするという予定になっておりまして、1番、2番、3番及び6番、7番につきまして個人情報を取り扱うことになっております。委託の開始時期及び期限につきましては記載のとおりでございます。単年度契約で毎年入札により委託業者を選定する予定でございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策でございます。1つ目は、契約に当たり別紙の特記事項を付します。2つ目は、書類の保管状況につきまして、毎月委託先からの報告等に基づいて確認いたします。3つ目は、必要に応じ区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行います。

続きまして、受託事業者に行わせる情報保護対策でございます。こちらは特記事項及び仕様書に記載をいたしますが、1番から5番まで、1番は個人情報取扱責任者等をあらかじめ指定し報告させるものでございます。2番は、提供された個人情報は施錠できるキャビネット等に保管させるものでございます。3番は、電磁的媒体についてはID、パスワードを設定し、アクセスログを管理させまして、使用者を制限させるものでございます。4番は、契約の終了後、委託業務により保有した個人情報は、全て区に返還させるというものでございます。5番目は、パソコン内の委託業務に係る電子情報につきましては、委託完了後、消去させて区職員が消去の確認を行うということでございます。

説明は以上でございます。

【会 長】ご質問かご意見ございますでしょうか。

三雲委員。

【三雲委員】実績のある委託業者を選定するという話でしたけれども、助産師を手配できる事業者というものが、この世の中には存在するという事なんではないでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【牛込保健センター所長】はい。委託を考えるに当たりまして他区の状況などを調べさせてい

ただきましたところ、助産師を用意できる事業者が複数ございました。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】それは普段はどういう事業をされている業者なんですか。

【会 長】ご説明ください。

【牛込保健センター所長】例えば助産所とか母乳教室というようなものを行っていたりですとか、それとあと保育事業を行っていたりですとか、そういったような事業者がございました。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると例えば保育事業などを行っている事業者だと、新生児に係る情報というのは非常に営業上意味のあるとか、価値のある情報だと思うんですけども、そういった情報をきちんと消去してもらい、返還してもらいということが必要になると思うんです。そこで伺いたいんですけども、情報保護対策というところの4番とかに、契約の終了後に個人情報情報は全て区に返還させるとなっているんですけども、これはその都度の教室というものが終わったら、そこに参加している人たちの情報を返すというお話なのか、それとも委託の開始時期及び期限と書かれているこの期間が終わるまでは返さないということ、これはいずれでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【牛込保健センター所長】委託の期間が終了してから全部返還ということで想定しております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると「以降継続」というふうになっていますけれども、これは継続する限り事業者は、この教室に参加していた人たちの情報というものは保有し続けるという理解でしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【牛込保健センター所長】いいえ、単年度契約ですので、その単年度の契約が終了しましたら返還していただくことにしております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】ということは、平成29年3月31日から毎年年度末に返還してもらって、電子情報は消去してもらって、その確認を行うということよろしいですね。

【会 長】ご説明ください。

【牛込保健センター所長】そのとおりでございます。

【会 長】ほかに何かご質問。

鍋島委員。

【鍋島委員】ここに年齢と書いてあるんですけども、生年月日はとりませんよね。

【会 長】ご説明ください。

【牛込保健センター所長】生年月日はお聞きしません。

【鍋島委員】生年月日はなるべくとらないでください。

【会 長】わかりました。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これは報告事項ということですので了承ということでもよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】本件は了承ということで終了いたします。

次は、資料65、空家等実態調査及びデータベース整備に係る業務の委託についてであります。それでは、ご説明ください。

どうぞ。

【建築調整課長】当事業は、ごみ減量リサイクル課と建築調整課の合同で行うものですが、説明は私のほうからさせていただきます。

本件は、平成28年度に予定しております空家等実態調査及びデータベースの整備を業務委託で行わせるということについて、ご報告をさせていただきます。

事業の概要のペーパーをご覧ください。目的のところですけども、近年、空き家につきましては全国的にも増えているということで、新宿区でも例外ではなくて、新宿区内でも空き家に関する相談等が近年多く寄せられてございます。このことから新宿区では、平成25年10月に新宿区空き家等の適正管理に関する条例というものを施行いたしまして、その後平成27年5月には、空家等対策の推進に関する特別措置法——空家法と称させていただきますが——が施行されてございます。この中では、市町村は空き家に関する総合的かつ計画的な対策をすることということで、空き家等対策計画というものを、努力規定ではございますが、つくるようにということが規定されてございます。それに当たりましては、空き家の実態がどのようになっているのかということをあらかじめ調査しなければなりません。そのために28年度に本件、空家等実態調査及びそれに基づくデータベースの整備というものを行うものでございます。

事業内容のところをご覧ください。現在、空き家の情報は、現在も区民の方から情報提供と

いう形で寄せられることが多くございます。それにつきましては私どもも現在も、空き家等の所有者を調査いたしましたり、空き家の現地調査をいたしまして必要な改善指導というのを行ってきてございます。しかしながら、区内全域についてどのぐらい空き家があるのか、どういふところに分布しているのかということについては、全貌は把握できていないところでございます。ということでございまして、区内全域について空き家の実態を調べるというのが目的でございます。

区域につきましては新宿区内全域、区内に約5万5,000棟建物があると言われておりますが、それについて調べていくというものでございまして、対象といたしましては、平成25年の住宅・土地統計調査の数字ですけれども、いわゆる空き家になっているものが1,560戸あるであろうと言われておりまして、おおむねこのぐらいの数字のものが出てくるのかなというふうには考えてございます。それに加えて管理不全な空き地、草ぼうぼうであったりとか、不法投棄があるとかそういったものですか、いわゆるごみ屋敷、これは居住中であるものも含まれますが、こういったものも調査の対象にしていこうというものでございます。

3番の空き家等現地調査でございますが、区内の空き家について悉皆調査という形で行っていくというものでございまして、区は必要に応じて、空き家等であるかどうかということを判断するための水道の開栓情報、そういったものを業務委託先に提供すると、4番の所有者等調査では、私どももいろいろ過去の空き家等の調査の中で把握しております所有者情報、固定資産税情報ですとかそういったものを委託先に提供すると、委託先はそれらに基づいて空き家の場所ですとか所有者、そういったものを整備したデータベースをつくっていくというものでございます。

加えまして5番で所有者の意向調査ということで、その空き家を今後、所有者はどのようにお考えなのかということを知りたいというアンケート調査というものを予定しております。なおこの米印のところですが、水道情報の取得ですとか住民票及び固定資産税情報の取得につきましては、空家法の第9条、第10条及び空き家条例にも取得できるというような規定がございまして、これに基づいて行うものでございます。委託期間は平成25年5月1日から平成29年3月31日までの1年間を予定してございます。

では、次の業務の委託についてというものをご覧ください。先ほどご説明いたしましたところは割愛させていただきます。一番下の委託に当たり区が行う情報保護対策ということで、契約に当たっては別紙特記事項を付すと、別紙をご覧くださいと思います。特記事項でございます。例えば2番、秘密の保持というところでは、「業務に関して知り得た個人情報を一切

第三者に漏らしてはならない」ですとか、6番、持出しの禁止というところでは、個人情報私どもが指定した場所以外に持ち出してはならないと、または8番、適正な管理、こういったものを契約の特記事項として付すものでございます。

もとの業務委託のペーパーにお戻りいただきまして2番、業務終了後、委託に当たり提供した情報を返却させる。必要に応じて区職員が立入り調査を行うと、そういうことで情報保護対策に当たりたいと思っております。また、次のペーパー、受託事業者に行わせる情報保護対策といたしましては1番、「取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる」等、こちらに記載の1から7までの対策を講じたいと思っております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

【会 長】委託先はどういうふうに考えておられますか。ご説明ください。

【建築調整課長】現時点では、来年度の契約なので未定ですが、今考えておりますのは、いわゆるコンサルティング系の会社ですとかあとは地図を作成するような会社、そういったところを想定してございます。

【会 長】ご質問かご意見ございましたらどうぞ。

三雲委員。

【三雲委員】今、コンサル系の会社という回答がございましたけれども、コンサル系といってもいろいろあると思うんです。どういったものを専門とするコンサルタント会社を想定されていきますでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】例えばいろいろコンサルといってもあるんでしょうけれども、主に地図情報を用いていろいろ資料収集したりそういったことをする航測系の会社と言ったほうが、わかりやすいかと、航空測量の会社と言ったほうがわかりやすいでしょうか、そういったところを考えてございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】ありがとうございます。

【会 長】ほかに。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】説明ありがとうございました。

この空家特措法で空き家の実態調査をやろうというのは、私は非常にいいことだと思いますし、今、空き家、ごみ屋敷が非常に社会問題になっていますので必要だと思うんですが、ただ、

水道契約の有無ですとか固定資産税や住民票の情報を扱うということになるので、非常に慎重を期さなきゃいけないと思うんですが、まず2ページの、委託先は空き家等の所有者に対してアンケートを行うというのがあるんですが、委託した業者が空き家等の所有者いきなりアンケートに行くと、何でうちの情報をどこから知り得たんだとかという話になると思うんですが、その辺は何か想定問答とか、説明する際にどういうことを注意したほうがいいのかとかというのは考えていますか。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】設問の内容につきましては、今、検討しているところですが、例えば利活用でどのようにお考えなのかとか、ここまで聞けるかどうかあれなんですけれども、売買の予定はあるのかどうかとか、そういった内容になろうかと思います。また、委託先に仕事自体はさせるんですけれども、アンケートを行うという主体はあくまで区というふうに考えてございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】そうすると区の職員と一緒に同行するということですか。区がアンケートをやるということだと、区の職員も一緒に同行するということなんですか。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】空き家の場合はそこに住んでいないということが大半でございまして、方法としては郵送になろうかと思います。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】それから3ページの、委託に当たって区が行う情報保護対策の3番なんですけど、必要に応じて区の職員が立入り調査を行い、個人情報の管理・保管の確認を行うとなっているんですが、これは定期的いきちっと回ったほうがいいと思うんです。結局この固定資産税の情報とか水道の情報なんか委託先に行っちゃうわけでしょう。そこからいろいろな調査をかけるということになると、その情報をどう取り扱っているのかというのは、きちっと立入りをして点検をしないと私はまずいんじゃないかなと思うんです。その点いかがですか。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】ご指摘のとおりでございまして、私ども過去、全然別件の業務委託の際に、そういう個人情報の扱いが、事務所の中でどのようなことで取り扱っているのかということ、実際に委託先に出向いて確認したことがございます。今回も同じようにやらせていただきたいと思っております。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】ぜひよろしくをお願いします。

以上です。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】確認したいのですが、1つ目は、収集する情報です。先ほど佐藤委員の質問に対して、固定資産税情報のような機微な情報も渡すのではないかということについて、特に否定はされなかったんですけども、委託に伴い処理させる情報項目にはその情報は入っていないと思うんです。なので要するに固定資産税情報というものは渡されずに、渡す情報というのは、この委託に伴い事業者処理させる情報項目、ここに書かれているものだけですよねというのが、1つ目の質問なんです。

それともう一つが、今回の調査の対象ですけども、これは5万5,000棟全てではなくて、2ページ目の2の対象に書かれている1,560戸と、それから管理不全な空き地と、あとごみ屋敷と、その後随時住民から集まってくる情報のあるそういった建物だけだという理解でよろしいでしょうか。

【建築調整課長】固定資産税情報の中に所有者の住所、氏名の情報がございます。この情報について提供するというものでございます。

2つ目のご質問につきましては、ご指摘のとおりでございます。

【会 長】わかりました。

鍋島委員。

【鍋島委員】今おっしゃった5万5,000件は、全部住所や何かがわかっているのかということと、それからうちの西新宿のほうは空き家だらけで、何か区の方がいらしたみたいなんですけれども、入り組んだところだと隣、そこの敷地を間違えてその人に聞くとか、それからあそこは区のこういうことが始まったということなものですから、区じゃない違う開発業者が今、空き家をくるくる回っています。

それで2つありまして、1つは、それをつかんでいらっしゃるのかということと、それからそういう間違いをしたり、それから違うこれに便乗した業者が回っているので、それに対するものをお考えでしょうか。これは個人情報と違いますけれども、個人のおうちをのぞかれるんですよ。境がほとんどわからない地域もあるものですから、奥まっけて、だからそういうところの対処は一応その人にとっては個人情報ですのでお願いします。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】まず5万5,000棟の所有者情報を収集するののかということですが、そうではなくて一通り区内の建物は全部見るんですが、空き家であるかそうでないか、外観等から判断して空き家であると考えられるものについて、所有者等の情報を収集していくというものでございます。

それから私どもの委託の職員が現場に出向いて物件を見るということになりますが、現場に出向く際は、必ず腕章ですとか区の身分証とか、区の委託された職員であるということがわかるような措置を講じたいと考えてございます。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】近所の方への挨拶は区の方もなさらないので、何かその辺を回るのでしたらポスティングでもいいですから、安心するように何かやっていただかないと、便乗業者と間違えて便乗業者に情報を伝えちゃうかもしれません。よろしくお願いします。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】ご指摘の点、承知しましたので、例えば町会ですとかそういったところに、こういったことで調査に入りますということで情報提供させていただきたいと思っております。

【鍋島委員】やはり町会だとはまわしませんから、まわすのこんなにありますからね。

【会 長】努力をしてください。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これも報告の案件ですので了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次に入ります。資料66、建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定事務に係る技術的審査の委託についてであります。それでは、ご説明ください。

【建築指導課長】まず資料66、2ページをご覧ください。建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定事務でございます。目的にありますように、今回、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律というのが公布されまして、ことしの4月から施行されます。これについては従来いろいろな各面で石油等のエネルギーを使っているところなんです、その中でも建築物にかかわるエネルギーというのが膨大にあると、できるだけ省エネに資する建築物を普及していくという目的で制定されたところでございます。今回、こういったものについて、いろいろな省エネ対策が施されているという基準を満たしたものを、認定の申請をしていただきますと、税のいろいろ恩典だとか容積率の割り増し等が受けられる、その前段で認定をするという

ものです。

その認定事務につきましては、こちらにございますように所管行政庁、新宿区で言えば区長宛てに出していただく、そのときにそういった省エネの対策についていろいろ審査をさせていただきます。その審査の一部、技術的な審査につきまして専門機関に委託をするに当たりまして、建物の階数ですとか建築主だとか、そういったいわゆる個人情報に委託業者に知れますので、それについての対策を行うというものでございます。

それでは、こういった対策をするのかというものにつきましては、3ページのほうにございます。3ページの表の下の方に、委託に当たり区が行う情報保護対策、それから受託事業者に行わせる情報保護対策ということで、月並みでございますが、契約に対する特記事項に付すとか、業者に対してはそういったものの徹底を図る。もう一つおめくりいただきますと4ページのほうに特記事項、こういったものを契約の条件とするというふうに考えてございます。

それからこの委託先でございますが、一般的な民間企業どこでもということではなくて、こちらについてもこちらの法律に基づくいわゆる認定機関ということになりますので、法律の上でもこういった守秘義務が課されてきます。そういったところを私ども徹底をさせていただいて業務に当たりたいというふうに考えてございます。

説明が雑駁でございますが、以上でございます。

【会 長】ご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようですと、これは報告事項ですので了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】本件は了承ということで終了いたします。

【区政情報課長】先ほど降番しました税務課の案件、ここで差し込みをさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

【会 長】それでは、資料62、給与支払報告書（総括表）のデータ入力業務の委託についてであります。それでは、ご説明ください。

【税務課長】それでは、給与支払報告書（総括表）のデータ入力業務委託について説明させていただきます。

まず2ページの事業の内容についてでございます。個人住民税の収納におきまして東京都と区市町村では特別徴収を推進しております。給与の天引きということになりますけれども、平成29年度から、地方税法に基づき原則として全ての事業主に特別徴収義務者として指定を実施することになります。そこで特別徴収を行っていない事業所に対して、特別徴収義務者の指定

に先立ち、平成28年9月に各区市町村より指定予告通知書を発送することになりました。この指定予告通知書を発送するまでの過程で個人情報を取り扱う業務の委託を考えております。したがって本件は、平成28年に新規事業として行い、単年度実施を予定している業務でございます。1年度で終わる業務でございます。

次に、業務の内容についてでございます。通知書の発送対象である事業所数を、前年度の給与支払報告書の総括表をもとに約2万件と算出しております。今年も給与支払報告書が送付され、税務課で発送対象事業所の総括表を選定しているところでございます。選定後、通知書を発送するための事業所の宛名を電子データ化する作業に入ります。この電子データ化する業務と、その電子データの宛名を短冊へ印刷する業務を、外部へ委託することを考えております。

宛名を電子データ化するに当たりまして、まず選定した給与支払報告書の総括表を紙ベースで業者に引き渡します。資料に記載していますスケジュールの6月の部分に当たる作業でございます。総括表は法人が提出するものが大部分で占めておりますが、個人事業主として提出されるものも約2、3%含まれております。

ここで4ページをご覧ください。附属資料1として個人事業主の総括表のサンプルを添付しております。資料62-1です。総括表のサンプルでございます。個人事業主の総括表のサンプルでございますけれども、法人の名称が記載されているところに個人事業主の名前が入り、事業主の所在地として自宅の住所、事業所の電話番号として自宅の電話番号が記載される可能性があります。個人情報なのか法人の情報なのか判断するのが困難であるため、総括表には個人情報は含まれるとの判断に立っております。したがって個人情報を含む資料を外部へ提供する業務となることから、今回ご報告させていただく次第でございます。

続きまして、3ページをご覧くださいと思います。給与支払報告書（総括表）のデータ入力業務委託について、これまでの内容と重複する部分を避けましてご説明させていただきます。委託先については指名競争入札により委託業者を選定いたします。処理させる情報項目の記録媒体はDVDでございます。委託理由は、本業務の処理期間が、平成28年度当初課税事務の繁忙期と重なるため職員のみで対応が不可能であること、指定予告通知書の発送期限が決まっているためデータ入力業務を、期限に合わせて委託し、処理の効率化を図るためでございます。

委託に当たり区が行う個人情報保護には、契約に当たり別紙特記事項を付すなど記載の対策を講じてまいります。受託事業者に行わせる情報保護対策は、1の取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し区に報告させるなど、記載の対策を講じてまいります。その他にも現地調査を

行うなどの考えで行ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会 長】ご質問かご意見ございますでしょうか。

佐藤委員。

【佐藤委員】2, 3%とはいえ個人事業者の方が含まれるとなると、それ自身が機微な個人情報になるんですが、これは紙ベースで渡すということだったんですが、例えば、宛名を印字されているシールみたいなのを渡して委託業者が、封筒に張っていくんですか。その辺はどんなような流れになるんでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】最終的には宛名を印刷して郵送するわけでございますので、その封筒には宛名シール等を張って送ることになります。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】そうすると委託業者が宛名シールを実際に見る場面というか、作業としてはそういうふうになるわけですね。そうすると作業場に立入ったり、ここには必要に応じてというのがありますが、そういう作業をしている場面においていつ作業をするのかというのは、当然事前に聞いて、その作業をする場に区の職員が立入り調査をぜひ行っていただきたいんですが、その辺はどのようにお考えですか。

【会 長】説明してください。

【建築指導課長】できるだけ委託した早期のうちに調査というか現地へ見に行き、修正がきく範囲の中で、また、適正に行われていないということが認められれば、そのところで修正を加えるような時間を付して視察に行きたいというふうに考えております。

【佐藤委員】それはぜひしっかり行ってください。

以上です。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようですと、これも報告事項ですので了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、了承ということで本件は終了いたします。

次に、区における個人番号利用事務及び庁内連携・他機関連携情報項目の変更についてであります。それでは、ご説明ください。

【特命担当副参事】資料67についてご説明申し上げます。

個人番号の利用につきましては、番号法に基づきまして今年の1月から運用を開始しているところでございます。実は来年度以降につきましては、年1回例えば番号法の改正ですとか、それから事業の改正に合わせて年1回見直しをかけまして、本審議会にも報告をして、翌年の事務に反映させるというような流れを考えてございます。ただ、今年度につきましては、制度の導入時期ということもありまして国の政省令がぎりぎりに出たりですとか、それから制度改正の対応もございませぬため、今回28年4月に追加・変更があるものについても対応させていただこうということで、本審議会に付議をさせていただくものでございます。

まず資料67-1をご覧ください。今回28年1月に利用開始した事務以降、追加・変更がある事務の一覧になってございます。12件ございまして、国の法令改正により追加・変更が生じたものが7件、それから区の事業改正によって追加・変更が生じたものが3件、その他が2件ということになってございます。青色の網がけが法定事務、それからピンクのものが区独自利用事務になってございます。

簡単に概略を申し上げますと、1番目の介護保険法による地域支援事業、これはもともと個人番号の利用事務でございますけれども、今回、介護保険法の改正によりまして4月から、地域支援事業の中の介護予防事業が、介護予防生活支援サービス事業と一般介護予防事業になりまして、このうち介護予防生活支援サービス事業は、介護保険の給付管理の対象となったことによりましてPIAと庁内連携の情報が変更するものです。

2番目の地域子ども・子育て支援事業、これも番号法の法定事務なんですけれども、今回、別表の第1の事務の詳細な事務が決まる命令が今回出まして、この地域子ども・子育て支援事業も延長保育、預かり保育も法定事務であることが明確化されましたので、そのため追加でPIAを実施するものです。

3番から7番までは同じ理由なんですけれども、子ども・子育て支援法の基準改定がございました。28年4月より導入されます保護者負担の軽減制度でその軽減の対象となる世帯の要件に、障害児がいる世帯という要件がございませぬ。これまで庁内連携している情報に障害者の関係情報がございませぬので、その要件を確認するため、庁内連携情報に障害者関係情報を追加するというものが、3番から7番でございませぬ。

8番につきましては、8番から10番は区の事業改正によるものなんですけれども、8は区の新規事業に当たります。28年1月から利用してございませぬ法定事務と業務上一体管理している事務ということで、利用事務とさせていただきます。

9番は既存の事業が2つに分かれるというもので、既存の事業では認知症高齢者の介護者リ

フレッシュ等支援事業というものでしたが、これが介護者に対するサービスとそれからご本人に対するサービスと2つに分かれることによる変更でございます。

10番はおむつ費用助成の事業なんですが、対象者の要件に介護保険の保険料段階の区分を加えるというような事業改正が4月からございますので、そのための連携情報を変更するというものでございます。

その下の11番、12番については、本来28年1月から利用開始すべき法定事務、あるいは28年1月から庁内連携すべき事務は、記載が漏れていたというものの対応でございます。

今度は庁内連携の変更情報についてご説明いたしますので、資料67-3をご覧ください。A3のカラー刷りの横の資料になってございますけれども、まず1ページ目の介護保険法による地域支援事業、これにつきましては、4月以降、地域包括ケア課が担当課となりまして、それで使う項目としては、介護保険の給付管理をしっかりと行うということで介護保険情報が追加されている内容になってございます。

めくっていただきましてA3の資料の2ページ目、これが一番上の1-2と書いてある介護保険法による地域支援事業、これが現在は高齢者福祉課なんですが、4月以降、高齢者支援課に担当が変わるもので、その変更等が記載されているものになってございます。

2ページ目真ん中の子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業に係る連携情報としては、記載のとおりとなっております。

それからこの2ページ目の3番から、恐れ入ります、ずっとめくっていただきまして4ページ目の7番の子ども園入園料まで、これが保護者の負担料の軽減に係る障害者の自立支援給付情報を庁内連携として追加するという修正になってございます。

4ページ真ん中の8番、重症心身障害児等在宅レスパイトサービス、これについては新規事業ということで、この記載の内容の情報を庁内連携をするものでございます。

その下、9番の1、これが事業が2つに分かれたというものの介護者に対するサービスのほうで、変更については赤字で記載しておりますけれども、課名が変わりましたのと利用目的が事業名が変わったこと、それから介護保険情報の箇所に介護保険の負担割合というのが追加されてございます。今まで利用者負担については一律の額だったんですけれども、4月以降、介護保険の利用者の負担割合、1割か2割、どちらかによって、2段階の料金設定で事業変更がされるものでございます。

めくっていただきまして5ページ上段、9-2番については、もう一つの枝分かれしたほうのものでございまして、同様な連携情報を記載させていただいてございます。

その下、10番のおむつ費用助成については、先ほど申し上げましたけれども、介護保険料段階によって要件がかかるということで、介護保険情報の追加の内容になってございます。

最後のページ、お開きください。6ページ目の上の11番、結核児童の療養給付、これについては事務が対象者は現時点ではゼロだったんですけれども、法定事務ということで記載の内容で連携をするものでございます。最後、児童育成手当については、児童扶養手当の支給情報を事務処理に使うということで追加となっております。

資料の67については、以上の説明となっております。

【会長】次に、資料68、特定個人情報保護評価の実施結果についてです。それでは、ご説明ください。

【特命担当副参事】続きまして、資料68でございます。

これは先ほど説明をした4月から追加・変更する事務に係る特定個人情報保護評価の追加・変更の説明の資料でございます。

資料の、恐れ入ります、68-1の一覧をご覧ください。法定事務が青、それから独自利用事務がピンク色の一覧になってございます。今回は、変更したものが2つ、それから追加したものが1つの、3件のご報告でございます。

この資料68-1、1枚めくっていただきまして1件目になりますが、1ページから5ページが地域支援事業に係る特定個人情報評価の基礎項目評価書になってございます。こちらは変更になりますので、恐れ入ります、5ページをお開きいただきまして、変更の新旧の一覧になってございます。まず変更前・変更後ということで変更した箇所、まず事務の概要の記載、変更前の「介護予防事業」が、変更後では「介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業」というふうな記載になってございます。それから関連するシステムの名称でございますが、増えてございまして、緑でマーカーしてあるところの住記システムから最後の団体内統合宛名等システムまでが加わってございます。それから担当部署、それから所属長、それから特定個人情報の開示・訂正・利用停止の請求先、それから連絡先の変更の内容ですが、28年4月以降の担当課を追加させていただいている、その内容でございます。他の評価実施機関のところも変更になっているんですが、これまで変更前の記載はございませんでしたが、変更後は介護保険課も今回、介護保険の給付管理をこの事業で行うということで、同様の担当部署というふうな位置づけになりますので、介護保険課も他の評価実施機関として記載させていただいているものです。

恐れ入ります、次の7ページから11ページが、介護者リフレッシュ事業に係る基礎項目評価

書になってございます。これも変更になりますので、11ページの変更前・変更後の一覧をご覧ください。まず事業名が認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業から介護者リフレッシュ支援事業に変わってございます。事務の概要もそれに合わせて変更になってございます。特定個人情報ファイル名が、この事務をあらわすようなわかりやすい表記ということで、事業名に情報ファイルというような名称で記載がされています。それ以下は4月以降の担当部署が括弧書きで、それぞれの担当部署、所属長、連絡先の後ろに記載をさせているという内容の変更になってございます。

それから最後でございます。13ページからが、子ども・子育て支援事業によるこの事業の評価書になってございます。これは新規に実施したものですので、恐れ入ります、15ページをご覧ください。まず事務の概要でございます。この延長保育、預かり保育事業というのは、既に利用事務で利用開始しております、子ども・子育て支援法による保育の給付と一体的に実施している事務のため、個人番号で管理を行うことにはなりませんけれども、この事務処理だけでマイナンバーを、区民の方から申請書をとって収集するというようなことはございません。ただし、今、個人番号を使って管理をするというふうな事務になってございます。システムの名称でございますが、保育システムそれから団体内統合宛名等システム。この利用の根拠ですが、別表の1の94、それから庁内連携の根拠といたしましては利用条例の3条の2項ということになってございます。

以上、評価書の説明をざっとさせていただきましたけれども、本審議会にご報告をした後、国のほうに提出し、公表をしていきたいというふうに考えてございます。

それぞれ駆け足になってしまいましたけれども、庁内連携情報それから特定個人情報の評価書について、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【会 長】ご質問かご意見ございましたらどうぞ。

瀬川委員。

【瀬川委員】大変多業をやっておられて、網羅性と正確性があって、それから初めて述べておられましたけれども、これから法改正もあるし、大変な作業を続けておられて頭が下がる思いですけれども、1つだけですけれども、これ読んだときに新規なのか追加なのか、例えば1番のところ、これを統一されるかどうかでいいのかなということだけなんですけれども、いかがですか。

例えば、ページの個人番号利用新規・変更事務一覧というのがありますね。28年4月、括弧して、そのページですけれども、上に新規・変更としておられる。変更のほうは変更で。あと

は追加としておられるこれが、新規のほうじゃないかなと思うんですけども、どちらか、どちらでもいいんですけども、説明されたらよくわかるんですけども、これだけ見ている人は、どこにあるのかなという戸惑いを感じましたということです。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】ご指摘ももっともでございます。表記については今後統一させていただこうと思っております。説明の中でも追加ということで説明をさせていただきましたので、追加・変更で今後も統一をさせていただきたいと思えます。

【会 長】よろしいですか。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

要するにこれは、新規というのはどれとどれだと。

【特命担当副参事】今回、利用事務として全く新規で加わったのが、この一覧で言いますと資料67-1の上から2つ目のNo. 2となります。それから真ん中より下のほうなんですけど、No. 8、重症心身障害児等在宅レスパイトサービス、こちらが新規で追加でございます。それから下から2つ目のNo. 11でございます。児童福祉法による結核児童の療養給付、こちらは利用事務として追加をされたものでございます。それ以外については、事業の変更ですとか法改正によって庁内連携の情報が変わったり事業名が変わったりという変更でございます。

【会 長】何かご質問かご意見ございますか。

林委員。

【林委員】今日の、昨日期末でちょっと区長室長に伺いたいんですけども、年度末に、この期に及んで、恐らく今日か次回でも我々一応の審議が終わりますので、今日も最後の最後に伺うのもなんですけども、長い間ずっと疑問に思って、前質問させていただいていたんですけども、私がわからないのは、ご説明が最初になく、いきなり審議会委員という形に入って、今日も本件が10件あるわけです。この10件のうち審議という言葉で審議したのは1件で、残りの8件については全部報告なんです。この報告というのはどういう意味なのかを教えてください。

それともう一つ、我々一般論でいくと報告というのは、普通はアフターを意味するんです。要するに事後報告という形ですから、もう既に決まっていることだということ、そうすると皆さんいろいろ縷々質問されたりしているけれども、全くある意味無意味なんで、だから報告というのはどういう、この審議会と言う報告というのは……

【会 長】わかりました。資料67、68はいずれにしる報告事項なので、両案件とも了承とい

うことでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、67、68はともに了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

それで今の話は報告と諮問の話ですから、事務局のほうからご説明いただけますか。

【区政情報課長】報告事項も当然、条例それから解釈運用基準、皆様お持ちだ思うんですけども、ご覧いただくと、事前の報告をいただくもの、それから事後でもいいよと言っている区分がございます。諮問事項は当然事前ということでございますので、それぞれ審議会で出た意見は区長は尊重して取り扱うといった前提になってございますので、皆様からいただいた議論については、しっかりとこの中に反映していくという形になります。

ただ、きょう報告した例えば法令に基づく電子計算組織の開発、これは法令で決まって、こういうシステムをつくりなさいというものが決まっているものについては、ルール上、事後報告でもよいというふうになってございます。それは形が法律で決まっているからと、そういうものによって性質が違いますけれども、報告といえどもそこでいただいたご意見は、しっかり所管課のほうで保護に向けていただいたご意見を尊重しながら取り扱うといった対応を、ずっとしてきてございますので、そういった意味では皆様のご意見はしっかりと生かされているというふうに考えております。

【会 長】林委員。

【林委員】私はこうやって会議に出てくる以上、全部が審議だと思っているんですけども、今までこういう言葉の中で審議しますといったことはないんです。全部、審議会と言いながらも諮問か報告という形で、審議ということは、それが区のほうの行政の何か決まりがあるんですね、文法が。そこを知らなかったんでね。全て報告、全てが審議するものと思っていましたものだから、報告、報告だと我々区民は、報告聞いて、だから今日も黙って聞いているのは、報告なら聞く以外ないのに、皆さん何質問今ごろしているんだろうと、そういうふうに思っていたわけです。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】皆様からいただいているご意見全て審議でございます。ものによって審査会などは審査というふうに、そのもの自体を審査するといった行為を行うところもございますけれども、こちらは審議会の場でございますので全て審議でございます。

【会 長】林委員。どうぞ。

【林委員】室長のほうが前に1年か2年ほどぐらいになるんで、最初のころに私が素朴な疑問

で、今日も他の委員の方からも質問が出ていましたけれども、本来一番被害をもたらすであろうところの再委託先とか委託先というところについて、どういうところがどういう契約書を使う、法律で今度、法律がかなり厳しくなってきますから新宿区も東京都のほうも条例を変えないと、こんなとてもじゃないけれども、全部罰則規定になってきますから、これは前回で申し上げたとおり、これは通過ということで現行法に基づいて審議しているわけでありますから、すごいことにはなるんだけれども、要するに佐藤委員が、よく言われるように、再委託は本来やるべきじゃないんじゃないかというところについての問題なのだけれども、我々が本来見たかったのは、私は何回か前に申し上げたときに、それはちょっと宿題にしますという話があって、要するに委託先についての私としてはどういう会社なのか、どういう規模なのか、例えば財務内容はどうか、業歴はどうか、それから企業評定はどのくらいなのか、本当に安心して任せられるかどうかというようなことは、結局私これで恐らく今回か次回で最後になるんでしょうけれども、回答はいただけなかったんだけれども、いずれにしろ疑問には残ったまま、この選定業者は誰がどういうふうに決めているのかが、説明は結局ないまま終わるということで、以上です。

【会 長】意見としてお聞きしておきますので、事務局のほうでちょっと考えてください。新しい問題じゃないですね、今の委託の問題は。今日も出ている。

これは今日で全て終わったということでもいいですか、今年度は。

じゃ、以上をもちまして、全ての案件の審議が終了しました。長時間ご苦労さま、延長までしていただいてありがとうございました。

本日が今年度最後となります。1年間ご協力いただきましてありがとうございました。

それで、事務局のほうで何かございますでしょうか。

【区政情報課長】皆様には、この2年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

熱心なご議論の中で新宿区の個人情報保護の制度も、さらにブラッシュアップされていったものというふうに考えてございます。本当にありがとうございました。

今回をもちまして、この期の委員任期中に臨時の開催が急遽入らない限りは、終了ということになりますので、4月30日をもって任期が終了という運びです。次期の委員の選定作業にこれから入らせていただくといった事務手続がございまして、団体の方々のご推薦につきましては、3月上旬に各団体宛てに推薦のご依頼のほうを差し上げます。また、議会のほうには別途、議会事務局のほうにお願いさせていただいて、議会事務局を通じて議長にお願いするといった形になりますが、それから公募の区民につきましては、2月25日ごろで募集をさせていただきます。

ます。それらを踏まえて4月上旬には委員全て次期の委員をお決めいただきまして、改めて5月1日から新しい任期で委嘱をさせていただく、こういう運びになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【会 長】本当に2年間いろいろありがとうございました。

本日をもちまして、これをもちまして、審議会を閉会といたします。長時間ありがとうございました。

午後4時25分閉会